

## 住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況

住民基本台帳法第11条第3項及び第11条の2第12項の規定に基づき、平成29年11月1日から平成30年10月31日までの閲覧の状況を公表します。

閲覧申出者（委託者）	閲覧日	利用目的	閲覧に係る住民の範囲
無し	無し	無し	無し